

薬局製剤製造業許可申請書

製造所（薬局）の名称					
製造所（薬局）の所在地					
許可の区分		薬局製剤製造業許可			
製造所（薬局）の構造設備の概要		薬局等構造設備規則第1条第1項のとおり			
(法人にあっては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名					
管理者 (管理薬剤師)	氏名				
	住所				
	薬剤師名簿登録番号	第	号	薬剤師名簿登録年月日	年 月 日
格条項 申請者（法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）の欠	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者			
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者			
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者			
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者			
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者			
	(6)	精神の機能の障害により薬局製剤製造業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			
	(7)	薬局製剤製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者			
備考		薬局開設許可済みの場合 薬局開設許可番号 第 号 許可年月日 年 月 日 薬局開設許可申請中の場合 薬局開設許可申請日 年 月 日 試験検査機関を利用する場合 登録検査機関名： 事業所の所在地： 電話（薬局）（ ） — 担当者名（ ） 連絡先（ ） —			

上記により、薬局製剤製造業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

名古屋市長 殿